

浦介第1092号

令和2年2月28日

指定居宅介護支援事業所

指定介護予防支援事業所

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

浦安市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営上の留意点について（通知）

日頃より、本市介護保険行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件について、千葉県内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることを踏まえ、各サービスにおける運営上の留意点について以下のとおり通知しますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、本通知による取扱いの期間については当面の間とし、取扱いを終了する際は改めてお知らせします。

また、今後の国の通知等により内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

記

【居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所】

○モニタリング

住宅型有料老人ホーム等の方針により面会ができない場合や、家族から訪問を断られるなど、新型コロナウイルスの感染のまん延を防止する観点から訪問ができない場合は、電話やFAX等により状況確認等を行い、適切に記録することにより、モニタリングを実施したものとして扱います。

○サービス担当者会議

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等での照会により意見を求めることができるものとします。この場合においても、担当者等と連携した内容については支援経過等に確実に記録してください。なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

【地域密着型サービス】

○運営推進会議

感染のまん延を防止する観点から、会議を開催できない場合は、「議事を各委員に送付し意見を求め集約する」又は「開催を中止し、次回と併せて実施する」とする取扱いを認めるものとします。開催を中止する場合には、関係者に周知するとともに、浦安市介護保険課へ書面（様式自由）にて連絡をお願いします。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありませんが、その際は手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

○小規模多機能型居宅介護

運営推進会議における外部評価について、本通知に基づき、運営推進会議を中止し次回と併せて実施する場合に、今年度中に実施すべき外部評価を実施できない場合は、次回の運営推進会議において評価を受けることを認めるものとします。

○認知症対応型共同生活介護

外部評価の緩和の適用を受ける事業所が、緩和の要件となっている年6回の運営推進会議の開催について、本通知に基づき、書面による開催や、開催を中止し次回の運営推進会議と併せて実施する場合には、その回を開催したものとして取扱います。

以上